

地域環境保全

大気・水質の保全

各事業所では環境への排出について、その地域での条例、協定などよりさらに厳しい自主管理基準値を設けて管理を行い、大気汚染・水質汚濁の防止に努めています。

大気の例

設備名	事業所名	規制項目	単位	法	条例	協定・届出	社内管理値	測定値
キュボラ	武庫川	ばいじん	g/m ³ N	0.1	0.1	0.1	0.05	0.0024
キュボラ	船橋	ばいじん	g/m ³ N	0.1	0.1	0.1	0.05	0.01以下
廃棄物焼却炉	新淀川	ダイオキシン類	ngTEQ/m ³ N	80	80	-	64	7.1
廃棄物焼却炉	滋賀	ダイオキシン類	ngTEQ/m ³ N	80	80	-	64	2.4
廃棄物焼却炉	小田原	ダイオキシン類	ngTEQ/m ³ N	80	80	-	64	3.4

水質の例(滋賀工場)

(排水量 2000m³/日)

測定項目	水質汚濁防止法排水基準	条例・協定値	社内管理値	測定値
pH(水素イオン濃度)	5.8 ~ 8.6	6.0 ~ 8.5	6.3 ~ 8.1	7.4
BOD(生物化学的酸素要求量)	160(mg/ℓ)(日間平均120)	20	15	8.0
COD(化学的酸素要求量)	160(mg/ℓ)(日間平均120)	20	15	7.0
SS(浮遊物質)	200(mg/ℓ)(日間平均150)	20	15	3.2
溶解性鉄	10(mg/ℓ)	10	8	0.04
窒素	120(mg/ℓ)(日間平均60)	8	6.5	1.2
りん	16(mg/ℓ)(日間平均8)	0.8	0.65	0.10
ほう素	-	2(mg/ℓ)	1.5	0.02

記載していない他の測定項目は全て定量下限未満の値です。(不検出)

N-ヘキサン(鉱物油)、N-ヘキサン(動植物油)、フェノール類、銅、亜鉛、溶解性マンガン、クロム、フッ素、大腸菌群数、カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機りん化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、総水銀、アルキル水銀化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チラウム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、(アンチモン: 滋賀県条例による規制対象物質)

水質の例(船橋工場)

1号排水口(排水量 3600m³/日)

測定項目	水質汚濁防止法排水基準	条例・協定値	社内管理値	測定値
pH(水素イオン濃度)	5 ~ 9	5 ~ 9	5.4 ~ 8.9	7.6
BOD(生物化学的酸素要求量)	なし(海域)	なし	なし	なし
COD(化学的酸素要求量)	160(mg/ℓ)(日間平均120)	20	8	2.1
SS(浮遊物質)	200(mg/ℓ)(日間平均150)	20	8	2.4
溶解性鉄	10(mg/ℓ)	5	4	0.2
フッ素	15(mg/ℓ)	10	8	0.27
大腸菌群数	3000個/ℓ	3000	1000	29
窒素	120(mg/ℓ)(日間平均60)	20	16	2.44
りん	16(mg/ℓ)(日間平均8)	2	1.6	0.12

記載していない他の測定項目は全て定量下限未満の値です。(不検出)

N-ヘキサン(鉱物油)、N-ヘキサン(動植物油)、フェノール類、銅、亜鉛、溶解性マンガン、クロム、カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機りん化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、総水銀、アルキル水銀化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チラウム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物

排水の再利用化

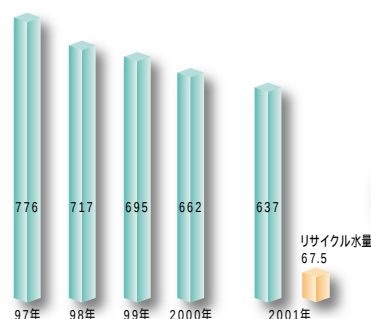
水資源の確保・環境負荷低減の立場から本社ビルでは生活排水を再利用し、トイレ用水として使用しています。大浜工場では瀬戸内海の水質保全のため、工場ラインで発生する排水を90%以上再利用しています。



本社新館ビル

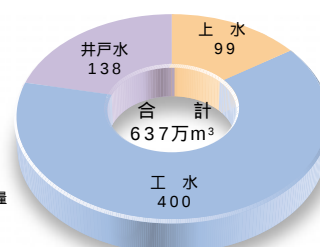


大浜工場

水使用量(万m³)

2001年度の水使用量は関連会社(生産部門)を含む

水使用量内訳



異常時緊急時対策

現状のレベルアップを図るために1997年以降全20事業所の職場毎で、ISO14001環境マネジメントシステム規格の要求事項「4.4.7緊急事態への準備及び対応」で要求されている事故や緊急事態(排水処理設備からの流出事故や油タンクからの流出事故等)について特定し、予防対策の拡充に努めています。

具体的には環境関連設備のメンテナンス強化、有害化学物質の保管管理の強化、新たな防止設備の設置、事故時の対応手順書の作成とそれに基づく事故に備えての計画的訓練等を実施しており、公害事故の発生はありません。

堺製造所での事例



現場操作盤警報確認



各種管理毛二夕



現場の緊急時連絡指示ルート揭示

[illegible]

薬品受け入れ作業緊急時訓練(H14.1.11)



タンクローリー車を所定の位置に誘導し停車させる。
タンクローリー車のホースを注入口に取り付ける。



薬品(硫酸バンド)受け入れ時タンクローリー給液フランジ接続部より100L程度漏れた。



薬品(硫酸バンド)供給停止。
(給液バルブを閉める)



薬品タンクの給液バルブを閉める。



会所の周囲に土のうを積み流入防止及び拡散防止の処置。



処置の為の応援依頼。



周囲の水洗いを行う。



水洗いと同時にバキューム車にて側溝に溜まった薬液を吸入し6T/日廃水処理施設原水槽に投入する。